

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 電波法に規定する用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[2] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び **A** 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る **B** を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 **C** することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	員数	点検の結果	その一部を省略
2	員数	検査の結果	省略
3	技能	点検の結果	省略
4	技能	検査の結果	その一部を省略

[3] 次の記述のうち、「無人方式の無線設備」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作を全く必要としない無線設備をいう。
- 2 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 3 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 4 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。

[4] 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える A に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

(1) B 以下の無線局の無線設備

(2) C の無線設備

(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	場所	平均電力が50ミリワット	移動する無線局
2	場所	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
3	場所（人が通常、集合し、通行し、その他 出入りする場所に限る。）	平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局
4	場所（人が通常、集合し、通行し、その他 出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。

(1) 空中線の A がなるべく大であること。

(2) B が十分であること。

(3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

(1) 主輻射方向及び副輻射方向

(2) C の主輻射の角度の幅

(3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

(4) 給電線よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	調整	垂直面
2	利得及び能率	整合	水平面
3	強度	整合	垂直面
4	強度	調整	水平面

[6] 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条）、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

[7] 次の記述は、無線局の免許状等（注）の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許状又は登録状をいう。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- | A | B |
|-------------|------------------|
| 1 無線設備 | 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| 2 無線設備 | 電波の型式及び周波数 |
| 3 無線設備の設置場所 | 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| 4 無線設備の設置場所 | 電波の型式及び周波数 |

[8] 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る B の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ C がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | A | B | C |
|--------------------------|-----------|---------------|
| 1 総務省令で定める周波数により行われる無線通信 | 無線通信 | 無線従事者 |
| 2 総務省令で定める周波数により行われる無線通信 | 暗語による無線通信 | 無線通信の業務に従事する者 |
| 3 特定の相手方に対して行われる無線通信 | 無線通信 | 無線通信の業務に従事する者 |
| 4 特定の相手方に対して行われる無線通信 | 暗語による無線通信 | 無線従事者 |

[9] その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められ、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 直ちにその電波を発射する。

[10] 次の記述は、基準不適合設備について述べたものである。電波法（第102条の11）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が A おり、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に B を与える虞 ^{おそれ}があると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の C に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを D ことができる。

	A	B	C	D
1	広く販売されて	重大な悪影響	製造業者又は販売業者	勧告する
2	広く販売されて	継続的な混信	利用者	命ずる
3	広く利用されて	重大な悪影響	製造業者又は販売業者	命ずる
4	広く利用されて	継続的な混信	利用者	勧告する

[11] 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までの内から一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて A の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

	A	B	C
1	無線局の運用	電波の型式若しくは周波数	1年
2	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	6箇月
3	電波の発射	周波数若しくは空中線電力	6箇月
4	電波の発射	電波の型式若しくは周波数	1年

[12] 基地局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 通信室内の見やすい箇所